

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

野洲市は、滋賀県の南部に位置する面積80.15km²のまちで、大都市の通勤圏としてこれまで人口が急増してきました。令和2年の国勢調査速に基づく人口は50,513人、5年前からの増加率は1.25%で微増しているものの、近い将来人口は減少に転じるものと推測され、高齢化率の上昇や核家族化の進展、単身世帯の増加も伺えます。

野洲市の工業は、交通の利便性や豊富な水の恵みなどから、各種製造業が展開するなかで、電子機器関連の大手企業が立地しており、特にICT関連企業の集積が見られます。それに伴い市内には大手企業と取引をする多くの中小企業が立地しています。大規模事業所と地元企業連携による地域活性化を図る意味でも中小企業の経営改善が急務となっています。

一方商業についても、経営の安定化や後継者の確保が課題となっています。

(2) 目標

野洲市では環境の保全を基礎とし、基幹的な産業の競争力を維持・発展させるとともに地域の産業の振興を図り、また安定した就労により安心して働けるまちをめざして、「地域を支える活力を生むまち」を基本目標としています。このことから、事業所が操業しやすく、ひいてはそこで働く人も安心して地域で働ける環境の整備を促進する観点からも先端設備の導入を推進していきます。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）について、目標伸び率は年平均3%以上とし、五年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である五年後までの労働生産性向上の目標伸び率は15%以上、計画期間が三年間の場合は9%以上の目標伸び率、四年間の場合は12%以上の目標伸び率を設定することとします。

2 先端設備等の種類

野洲市の産業は、農林水産業、製造業を中心にさらにはサービス業と多岐に渡り、多様な業種が野洲市の経済、雇用を支えています。これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があるため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとします。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

野洲市の産業は、山間部、内陸部、琵琶湖沿岸と広域に立地しています。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、野洲市内全域とします。

(2) 対象業種・事業

野洲市の産業は、農林水産業、製造業を中心にさらにはサービス業と多岐に渡り、多様な業種が野洲市の経済、雇用を支えています。これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とします。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月4日～令和7年3月31日とする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は三年間、四年間又は五年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としません。

(2) 申請の資格

先端設備等導入計画（以下導入計画）を申請できる者は、導入計画の申請時において、経営状態が健全であり、税等を滞納していないものであることとします。